

京都市告示第564号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年1月18日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	梅 逕 水0005号	南区東寺東門前町54番地の2地先 同町48番地地先	
2	梅 逕 水0006号	南区東寺東門前町46番地 同上	
3	住 吉 水0077号	伏見区新町十二丁目333番地の3地先 同上	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	大 宅 水0005号	山科区大宅山田69番地地先 同町70番地地先	
2	大 宅 水0006号	山科区大宅山田18番地の1地先 同上	
3	大 宅 水0007号	山科区大宅山田71番地地先 同町73番地地先	
4	大 宅 水0055号	山科区大宅山田74番地地先 同町3番地地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	北花山水0023号	山科区北花山寺内町77番地の1地先 同上	
2	久 世 水0170号	南区久世川原町144番地の1地先 同上	
3	梅 逕 水0001号	南区東寺東門前町54番地の2地先 同町46番地地先	
4	住 吉 水0005号	伏見区新町十二丁目333番地の3地先 同町333番地の4地先	

(建設局土木管理部道路明示課)